

「聞こえないから・・・」と会話を遠慮していませんか？

大月町高齢者
補聴器購入費補助金
交付事業

高齢者（65歳以上）

補聴器

あなたの
『聞こえ』を
サポート!

購入費を 助成します



助成金額

補聴器購入費の
2分の1以内の額
上限 **50,000 円**



支給対象

補聴器**本体**の購入に係る費用
(イヤモールド含む)

※診察料、検査料等の受診費用、修理、保守、電池交換、文書料、付属品等の費用は対象外となります。

対象となる方

下記の①～⑥すべてに該当する方が対象になります。

- ① 大月町に住所を有する満 65 歳以上の方。
- ② 町民税非課税世帯に属する方。
- ③ 大月町に納付すべき債務を滞納していない方。
- ④ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方。
- ⑤ 片耳の聴力が 40 dB以上 70 dB未満で、耳鼻咽喉科の医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用の必要性を認められた方。
- ⑥ 過去に本事業を利用したことがない方。

※決定通知書が届く前に購入した補聴器は助成対象外です。

※本事業の利用を希望される方は下記へご相談ください。

助成までの流れは裏面へ▶



大月町

健康福祉課（地域包括支援センター） ☎ 0880-73-1700

補聴器購入費補助申請の流れ

1. 申請書類の準備

- 高齢者補聴器購入費補助金交付申請書を取得します。

※書類は健康福祉課の窓口
または町ホームページ
から取得できます。



2. 耳鼻咽喉科を受診

- 耳鼻咽喉科へ申請書を持参し、受診します。「医師による証明欄」に記入をしてもらいましょう。

※診察・検査費用、文書料は自己負担です。助成が受けられなかった場合も、返金は受けられません。

3. 補聴器の見積書の作成

- 認定補聴器専門店もしくは認定補聴器技能者を有する補聴器販売事業者に見積書の作成を依頼してください。

※この時点ではまだ補聴器を購入しないでください。

4. 申請書提出

- 申請書および見積書を持参し、健康福祉課へ提出してください。

5. 町からの通知

- 審査の結果、当該事業の該当者の方には町から決定通知書を、非該当の方にはその旨の通知を送付します。

※非該当の方は、補聴器の購入費用の助成を受けることができません。

6. 補聴器の購入

- 決定通知書が届いた後、見積書の発行を依頼した補聴器販売店で補聴器の購入をしてください。

※領収書のあて名は対象者名としてください。

7. 交付請求書の提出

- 高齢者補聴器購入費補助金実績報告書兼交付請求書および領収書を提出します。

※受領委任払による支払いを希望する場合は、受領委任払に係る委任状及び同意書も提出してください。

8. 補助金の交付

- 交付請求書の確認が終わり次第、補助金を交付します。



問い合わせ
申請先

〒788-0302 高知県幡多郡大月町弘見 2230
大月町役場 健康福祉課(地域包括支援センター)
☎ 0880-73-1700